

# 麻薬取扱いの手引

(麻薬研究者用)

令和5年7月改訂

## 東京都保健医療局健康安全部薬務課

〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第一本庁舎30階

薬事免許担当 電話 03(5320)4503 (ダイヤルイン)

麻薬対策担当 電話 03(5320)4505 (ダイヤルイン)

薬務課メールアドレス S1150603@section.metro.tokyo.jp



## 麻薬事務手続一覧表

申請・届出の種類	添付書類	提出部数	参考
麻薬研究者免許証 記載事項変更届 [様式 1]	麻薬研究者免許証	1	免許証の記載事項に変更が生じた後、 15日以内に窓口を持参 ※氏名変更の場合は、戸籍謄本（抄本） の原本を添付（確認後返却）
免許証再交付申請書	・紛失の場合は誓約書 ・き損の場合は麻薬研究者免許証	1	・手数料3,200円 （令和5年4月1日現在） ・15日以内に窓口を持参
麻薬研究者免許証 返納届 [免許証裏面]	麻薬研究者免許証	1	期間満了又は免許取消し後、15日以内に提出（持参又は郵送*）
麻薬研究者業務廃止届 [様式 2]	麻薬研究者免許証	1	麻薬研究者業務廃止後、15日以内に窓口を持参
麻薬所有届 [様式 3]	麻薬帳簿（確認後返却）	1	麻薬研究施設でなくなった後、15日以内に「業務廃止届」とともに窓口を持参
麻薬譲渡届 [様式 4]	麻薬帳簿（確認後返却）	1	・麻薬研究施設でなくなった後、50日以内に都内の麻薬研究施設等に所有麻薬を譲渡した場合 ・譲渡後、15日以内に帳簿を窓口を持参
麻薬廃棄届 [様式 5]	・廃棄する麻薬 ・麻薬帳簿（確認後返却）	1	麻薬廃棄前に窓口を持参（帳簿を持参の上、廃棄する麻薬と併せて提出）
麻薬研究者の届 （年間届） [様式 6]		1	麻薬研究者が毎年9月30日時点で作成し、同年11月30日までに提出（持参又は郵送*）
麻薬研究者の届訂正願 [様式 7]		1	提出した麻薬研究者の届（年間届）に誤りがあった場合に提出（持参又は郵送*）
麻薬事故届 [様式 8]		1	事故発生後、速やかに窓口を持参

\* 郵送の場合は、簡易書留、レターパックプラス（赤）等の送付記録が分かるもので送付してください。

## 目次

I 麻薬研究者免許と事務手続	
1 麻薬研究者免許	1
2 免許の取扱い	
(1) 免許の有効期間	1
(2) 免許証の記載事項の変更	1
(3) 免許証の再交付	2
(4) 免許証の返納	2
(5) 業務の廃止	2
(6) 麻薬研究施設でなくなった場合の措置	2
3 麻薬研究者の届出(年間届)	2
II 麻薬の管理	
1 譲受と譲渡	
(1) 譲受	3
(2) 譲渡	3
(3) 「麻薬譲受証」及び「麻薬譲渡証」	3
2 麻薬の管理・保管	
(1) 麻薬の管理	4
(2) 麻薬の保管	4
(3) 麻薬の廃棄	4
(4) 麻薬の事故	4
3 麻薬帳簿	4
資料1 麻薬帳簿の記載例	
(1) 麻薬帳簿の記載例	6
(2) 麻薬を合成した場合	6
(3) バイアルをmLに換算して記載する場合	7
(4) バイアルを別口座に移して記載する場合	7
(5) 廃棄、事故等がある場合	8
(6) 散剤、注射液等を希釈する場合	8
(7) 野外で麻薬を使用する場合	9
4 立入検査	10
5 Q&A	10
様式集(コピーして申請・届出に御利用ください)	
様式1 麻薬研究者免許証記載事項変更届	12
様式2 麻薬研究者業務廃止届	13
様式3 麻薬所有届	14
様式4 麻薬譲渡届	15
様式5 麻薬廃棄届	16
様式6 麻薬研究者の届(年間届)	17
様式7 麻薬研究者の届(年間届)訂正願	18
様式8 麻薬事故届	19
薬務課WEBページのご案内	20

## I 麻薬研究者免許と事務手続

### 1 麻薬研究者免許（麻薬及び向精神薬取締法（以下、「法」という。）法第2条、法第3条、法第4条）

学術研究のため、麻薬原料植物を栽培し、麻薬を製造し、又は麻薬、あへん若しくはけしがらを使用する者は、都道府県知事から麻薬研究者の免許を受けなければなりません。

麻薬研究者が研究に従事する研究施設を麻薬研究施設とといいます。

麻薬研究者免許を受けた者には、免許証が交付されます。この免許証は、他人に譲り渡したり、貸与したりすることはできません。

ア 麻薬原料植物を栽培する場合は、麻薬研究者免許のほか、厚生労働大臣の許可が必要となります。（法第12条第3項）

イ 麻薬の輸入及び輸出は、麻薬輸入業者及び麻薬輸出業者として厚生労働大臣の免許を受けた者でなければできません。（法第13条、法第17条）

ウ ジアセチルモルヒネ、その塩類又はこれらのいずれかを含有する麻薬（別名 ヘロイン）は、厚生労働大臣の許可を受けた場合に限り、研究のため、取り扱う（製造、製剤、小分け、譲り渡し、譲り受け、施用、所持、廃棄する）ことができます。（法第12条第1項）

エ 麻薬研究者が二つ以上の研究施設で麻薬の研究を行う場合は、主たる研究施設及び従たる研究施設が、同一免許証に記載されている必要があります。

ただし、都道府県を異にする研究施設で麻薬を研究するためには、それぞれの都道府県で免許を受けることが必要です。

## 2 免許の取扱い

### (1) 免許の有効期間（法第5条）

免許の有効期間は、免許を受けた日から翌々年の12月31日までです（最長3年）。

有効期間が満了した後は、新しく免許を受けなければ、麻薬の取扱いができなくなり、麻薬の不法所持等の違反となることもありますので、十分注意してください。

### (2) 免許証の記載事項の変更（法第9条）

免許証の記載事項である次の事項に変更が生じたときは、免許証の書替えが必要となりますので、**15日以内**に免許証を添えて「免許証記載事項変更届」（様式1）により、東京都知事に届け出てください。

ア 研究者の氏名、住所

イ 研究施設の名称、所在地（移転による）\*1、設置者\*2

ウ 従たる研究施設の追加又は削除

\*1 同一都道府県内で、麻薬研究施設の移転により麻薬研究施設の所在地が変更となった場合には、記載事項の変更届を提出することになります。

なお、移転前の麻薬研究施設において麻薬研究施設の設置者が所有していた麻薬については、旧施設廃止後50日以内であれば、新施設の設置者に譲渡することができます（「(6)麻薬研究施設でなくなった場合の措置」参照）。旧施設と新施設の設置者が同一人であっても、譲渡等の手続きは必要です。この場合、事前に薬事免許担当に相談の上、譲渡手続きを行ってください。

地番変更や市町村の合併、分割などに伴い、麻薬研究施設の所在地の地名等が変更となった場合には、変更届の提出の必要はありませんが、届け出ても差し支えありません。届け出た場合、免許証は書き替えられて交付されます。

\*2 研究目論見書、研究同意書、施設の平面図、施設の案内図、麻薬保管庫の立体図を添付してください。

### (3) 免許証の再交付（法第10条）

免許証を亡失した場合は誓約書を、き損した場合はその免許証を添付して、「免許証再交付申請書」により15日以内に東京都知事に免許証の再交付申請をしなければなりません。

なお、免許証の再交付を受けた後に、亡失した免許証を発見した場合は、15日以内に「免許証返納届」（免許証裏面）により、東京都知事に発見した免許証を返納してください。

### (4) 免許証の返納（法第8条）

免許の有効期間が満了したとき、あるいは免許を取り消されたときは、15日以内に「免許証返納届」（免許証裏面）により、東京都知事に失効した免許証を返納してください。

### (5) 業務の廃止（法第7条）

免許の有効期間中にその研究施設における麻薬に関する研究を廃止したときは、15日以内に免許証を添えて「業務廃止届」（様式2）により、東京都知事に届け出てください。

### (6) 麻薬研究施設でなくなった場合の措置（法第36条、H13.3.8付医薬監麻発第227号）

麻薬研究施設の設置者は、研究施設が麻薬研究施設でなくなった場合（麻薬研究者が業務を廃止し、麻薬研究者が一人もいなくなった場合、研究施設を廃止した場合等）は、現に所有する麻薬の品名及び数量を「麻薬所有届」（様式3）により、15日以内に東京都知事に届け出なければなりません。この届出は、麻薬の所有の有無に関わらず提出が必要です。

また、このとき所有する麻薬については、麻薬研究施設でなくなってから50日以内に限り、厚生労働大臣の許可を受けずに、**東京都内の麻薬営業者**（麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者、麻薬元卸売業者、麻薬卸売業者、麻薬小売業者）、麻薬診療施設の開設者又は他の麻薬研究施設の設置者に譲り渡すことができます。

この場合は、「麻薬譲渡届」（様式4）により、次の事項を譲り渡した日から15日以内に東京都知事に届け出てください。

ア 譲り渡した麻薬の品名、数量

イ 譲渡年月日

ウ 譲受人の氏名又は名称、住所

なお、麻薬が古い場合又は譲渡できない場合は、東京都知事に事前に「麻薬廃棄届」（様式5）により届け出た上で廃棄してください。

## 3 麻薬研究者の届出（年間届）（法第49条）

毎年11月30日までに次の事項を東京都知事に届け出なければなりません。

届出期間中に麻薬の移動がなかった場合や麻薬の所有（在庫）がない場合も「麻薬研究者の届」（様式6）を届け出てください。

麻薬研究者の届に誤りがあった場合は、訂正する必要がありますので「麻薬研究者の届訂正願」（様式7）により麻薬対策担当に届け出てください。

ア 前年の10月1日に管理していた麻薬の品名、数量

イ 前年の10月1日からその年の9月30日までの間に新たに管理に属した麻薬及び同期間内に製造し、製剤し、又は研究のため使用した麻薬の品名、数量

ウ その年の9月30日に管理していた麻薬の品名、数量

## II 麻薬の管理

### 1 譲受と譲渡

#### (1) 譲受（法第26条）

麻薬研究施設の設置者でなければ、麻薬を譲り受けることはできません。

また、麻薬を譲り受けることができる相手は、**東京都内の麻薬卸売業者**に限られています。

**同一開設者が開設する他の麻薬研究施設や病院、診療所間であっても麻薬を譲受け及び譲渡することはできません。**

ただし、厚生労働大臣の許可を受けた場合や他の麻薬取扱施設（東京都内に限る。）の廃止に伴う場合（p2「I 2（6）麻薬研究施設でなくなった場合の措置」参照）に限り、譲り受けることが出来ます。

麻薬の譲受けや譲渡しを行う場合は、原則、麻薬研究施設内において手渡しによって行ってください。

#### (2) 譲渡（法第24条）

麻薬研究施設は、法の除外規定による場合（厚生労働大臣の許可を受けた場合、麻薬研究施設の廃止に伴う場合（p2「I 2（6）麻薬研究施設でなくなった場合の措置」参照）を除いて麻薬を譲り渡すことはできません。

**貸し借りであっても譲渡し、譲受けとなりますので、絶対にしてはいけません。**

譲渡許可に係る手続については、薬事免許担当(TEL:03-5320-4503)までお問合せください。

#### (3) 「麻薬譲受証」及び「麻薬譲渡証」（法第32条）

**麻薬卸売業者から麻薬を譲り受けるときは、両者で「麻薬譲受証」及び「麻薬譲渡証」の交換が必要です。**

「麻薬譲受証」及び「麻薬譲渡証」の交換に際しては、次のことに注意してください。

ア あらかじめ「麻薬譲受証」を麻薬卸売業者に交付するか、又は麻薬卸売業者が交付する麻薬及び「麻薬譲渡証」と引き換えに「麻薬譲受証」を交付しなければなりません（「麻薬譲受証」の交付が麻薬を譲り受ける前提要件です。）。

イ 「麻薬譲受証」は、譲受人（麻薬研究施設の設置者※）が作成し、押印してください。

ウ 「麻薬譲受証」に押印する印は、原則として麻薬研究施設の設置者の印ですが、設置者の印に代わる麻薬専用の印又は代表者が認めた施設長の印（個人印は除く。）でも構いません。

また、この印は麻薬卸売業者に登録してください。

エ 「麻薬譲受証」、「麻薬譲渡証」は、厚生労働省令で定める様式により作成したものを使用してください。

オ 譲受けの際には、「麻薬譲渡証」に記載されている品目、数量、製品番号等と現品が相違ないか、容器に証紙による封かんがなされているか、確認してください。

カ 「麻薬譲渡証」は、譲受けの日から**2年間保存**してください。

※ 設置者が国、地方公共団体、法人の場合には、麻薬研究施設の施設長

## 2 麻薬の管理・保管

### (1) 麻薬の管理（法第33条第2項）

麻薬研究者は、当該麻薬研究施設において、研究のため自己が使用する麻薬の管理（譲受け、保管、払出し、鍵の管理、帳簿の記載及び保管、麻薬譲受証及び各種届出等書類の作成・提出・保管等の実務）を行わなければなりません。

### (2) 麻薬の保管（法第34条、H13.3.8付医薬監麻発第227号）

麻薬は、次のように保管してください。

ア 研究施設内に設置したかぎのかかる**金属製の堅固**な保管庫に保管してください。スチール製のロッカー、事務機の引き出し、持ち運び可能な手提げ金庫等は、麻薬の保管庫とはなりません。

東京都では、2ヶ所以上でかぎがかかる構造（シリンダー錠とダイヤル錠の組み合わせ等。）の保管庫の設置をお願いしています。

イ 重量金庫（概ね50kg以上）以外の保管庫は、盗難防止のため**固定**するなど容易に移動できない状態にしてください。

ウ 保管庫は、施錠のできる室内の**人目のつかない場所**に設置してください。

エ 麻薬を冷所保存したい場合は、冷蔵庫内にかぎのかかる保管庫を固定してください。

オ 麻薬以外の物（覚醒剤を除く。）と**区別**して保管してください。麻薬帳簿は麻薬保管庫内に保管しないようにしてください。

カ 麻薬研究者が野外で使用するため麻薬を所持する場合は、その都度必要最小限の麻薬を持ち出してください。使用しないで持ち帰った麻薬は、直ちに麻薬保管庫に戻してください。自宅に保管したり、かばんに常時麻薬を入れておいたりしてはいけません。

キ 従たる研究施設内には、「主たる麻薬研究施設において研究に使用する麻薬」を保管することはできません。（法第2条第21号）

### (3) 麻薬の廃棄（法第29条）

麻薬を廃棄しようとするときは、**事前に「麻薬廃棄届」（様式5）**を提出しなければなりません。

東京都における届出方法：**麻薬廃棄届、廃棄したい麻薬、麻薬帳簿**を薬務課窓口（薬事免許担当）に持参してください。

### (4) 麻薬の事故（法第35条第1項）

管理している麻薬に滅失、盗取、所在不明、その他の事故（だまし取られた等）の事故があったときは、「麻薬事故届」（様式8）により、その麻薬の品名、数量、その他の事故の状況を明らかにするための事項を速やかに東京都知事に届け出てください。

なお、盗取の場合は、警察にも届け出てください。

## 3 麻薬帳簿（法第40条、H13.3.8付医薬監麻発第227号）

麻薬研究者ごとに帳簿を備え、次の事項を記載してください。

ア 新たに管理に属し、又は管理を離れた麻薬の品名、数量並びにその年月日

イ 当該麻薬研究施設において製造し、製剤し、又は研究のため使用した麻薬の品名、数量並びにその年月日



- ウ 事故の届出をした麻薬の品名及び数量並びにその年月日
- エ 廃棄した麻薬の品名、数量及びその年月日（施用残液の廃棄を含む。）
- オ 帳簿を閉鎖したときは、速やかに麻薬研究施設の設置者に引き渡してください。  
麻薬研究施設の設置者は、帳簿の引き渡しを受けたときは、**最終記載の日から2年間**、保存してください。
- カ 麻薬の使用量が微量の場合は、譲り受けたときに風袋ごと計量し、帳簿に記載しておくのと在庫量の管理をする上で便利です。

〈帳簿記載上の注意〉

- ・ 帳簿は品名、剤型、濃度別に口座を設けて記載してください。
- ・ 譲受けや使用等があった都度、記載してください。
- ・ 研究のため使用した場合は、その使用目的等を備考欄に記載してください。
- ・ 譲り受けた場合は、購入先の麻薬卸売業者の名称及び麻薬の製品番号を備考欄に記載してください。
- ・ 鉛筆等消えやすいものは使用せず、ボールペン、サインペン、万年筆等の字が消えないもので記載してください。
- ・ 帳簿の訂正には、訂正すべき事項を二重線等により判読可能なように抹消し、その脇に正しい数字等を記載し、訂正した箇所に当該麻薬研究者の訂正印を押印してください。修正液や修正テープ等は使用しないでください。
- ・ 着脱式(ルーズリーフ等)の帳簿を使用するときはページ番号を付してください。
- ・ **定期的に帳簿残量と在庫量の確認を行ってください。**
- ・ ケタミン注射液で、複数のロットのものを同時に使用する場合、ロットごとに口座を設ける方法を推奨します。
- ・ 1バイアルから数回に分けて使用する場合には、1バイアルごとに口座を作成する方法を推奨します。

## <資料1> 麻薬帳簿の記載例

### (1) 麻薬帳簿の記載例

品名	塩酸モルヒネ末			単位	g
年月日	受入	払出	残高	備考	
3.7.28			15.55	前帳簿から繰越し	
3.7.29	10		25.55	日本卸売(株) R0-0256~0257	
3.8.10		2	23.55	動物実験(R1-1)で使用	
3.8.11		2.5	21.05	調製中事故発生 (2.3gは回収、0.2gは流出) 8.12 2.3gについては麻薬廃棄届提出 8.12 0.2gについては麻薬事故届提出 8.12 2.3gを廃棄 廃棄に立ち会った都職員の記名押印又は署名	
4.8.11		2	19.05	動物実験(R2-1)で使用	
4.8.12			19	秤量誤差による訂正(-0.05g) 立会者: 中○ 誠○	
5.1.5	5		24	□□大学○○研究室麻薬研究施設廃止に伴う譲受	

\*秤量による誤差から、麻薬にかかる帳簿残量と在庫量との間に差異が生じた場合は、他の職員の立会いの下に不正により減少等したものでないことを確認した上で、帳簿にその旨を記載し、立会者が署名又は記名押印してください。

### (2) 麻薬を合成した場合

品名	N, $\alpha$ -ジメチル-3, 4-(メチレンジオキシ)フェネチルアミンHCL【MDMA】			単位	g
年月日	受入	払出	残高	備考	
4.7.28	4.53		4.53	自家合成	
4.7.29		0.5	4.03	分析で使用	
4.8.10		2	2.03	○○大学医学部に譲渡 譲渡許可書(2.8.9付第XXX号)による	
4.8.12			2.00	秤量誤差による訂正(-0.03g) 立会者: 中○ 誠○	

\*麻薬研究施設間で麻薬を譲渡・譲受する場合は、事前に厚生労働大臣から麻薬譲渡許可を受ける必要があります。勝手に譲り渡すことはできません。

(3) バイアルをmLに換算して記載する場合

品名	ケタラール静注用200mg			単位	mL
年月日	受入	払出	残高	備考	
4.7.28	200		200	日本卸売(株) X0-0125~0134 (納品日1.7.29)	
4.7.29		0.5	199.5	猫・雌(ミケ)	
4.8.10		0.5	199	犬・雄(〇タ)	
4.10.8		1	180.5	犬・雄(△ロウ)	
4.10.8			180	秤量誤差による訂正(-0.5mL) 立会者: 中〇 誠〇	

\* 「受入」の年月日は麻薬卸売業者が作成した麻薬譲渡証に記載された年月日とし、麻薬譲渡証の日付と納品日が異なる場合は、納品日を備考欄に記載してください。

\* 購入先の麻薬卸売業者の名称及び製品番号を備考欄に記載してください。

\* 残高と現品量を合わせることができなくなりますので、1Vごとに使用するようになしてください。

\* 1V使い終わるごとに、秤量誤差を訂正するようになしてください。

(4) バイアルを別口座に移して記載する場合

品名	ケタラール静注用200mg			単位	V
年月日	受入	払出	残高	備考	
3.7.28	10		10	日本卸売(株) X0-0125~0134	
3.7.29		1	9	1V(X0-0125)を別口座へ移動	



(別頁又は別冊子)

品名	ケタラール静注用200mg (X0-0125)			単位	mL
年月日	受入	払出	残高	備考	
3.7.29	20		20	1V(X0-0125)を転記	
3.7.29		0.5	19.5	猫・雌(ミケ)	
3.8.10		0.5	19	犬・雄(〇タ)	

**(5) 廃棄、事故等がある場合**

品名	ケタラール静注用200mg (X0-0125)			単位	mL
年月日	受入	払出	残高	備考	
4.7.29	20		20	1V (X0-0125) を転記	
4.7.29		0.5	19.5	猫・雌 (ミケ)	
4.8.10		0.5	19	犬・雄 (オタ)	
4.8.11		1	18	ビーグル・雄 (シリンジに1mL充填、0.5mL使用、0.5mL廃棄) 立会者：○藤 ○樹	
4.8.13		1	17	ウサギ・雌 (シリンジに1mL充填したが未使用、1mL廃棄) 8.14 麻薬廃棄届提出 廃棄に立ち会った都職員の記名押印又は署名	
4.8.14		0.5	16.5	汚染による廃棄 8.14 麻薬廃棄届提出 廃棄に立ち会った都職員の記名押印又は署名	
4.9.10		16.5	0	破損による事故 9.12 麻薬事故届提出	

\*使用した麻薬に残液が発生した場合は、廃棄した数量を立会者の下、mL単位で記入してください。

\*注射筒に充填したものの全く施用しなかった場合については、事前に麻薬廃棄届を提出してください。

\*年月日欄には、東京都保健医療局健康安全部薬務課に当該麻薬を持参した年月日を記載してください。

\*備考欄は、届出の際に健康安全部薬務課担当者が記載します。

\*払出欄に事故麻薬の数量を記載し、備考欄に事故の形態(破損、流出、紛失、盗取等)及び麻薬事故届の提出年月日を記載してください。

**(6) 散剤、注射液等を希釈する場合**

品名	塩酸モルヒネ末			単位	g
年月日	受入	払出	残高	備考	
2.7.28			15.55	前帳簿から繰越し	
2.7.29	10		25.55	日本卸売(株) R0-0256~0257	
2.8.10		2	23.55	動物実験(R2-1)で使用	
2.8.16		2	21.55	10%散に予製	



(別頁又は別冊子)

品名	塩酸モルヒネ10%散			単位	g
年月日	受入	払出	残高	備考	
2.8.16	20		20	塩酸モルヒネ末2gから10%散予製	
2.8.18		2	18	動物実験(R2-2)で使用	

\*倍散、希釈液を予製した場合は、帳簿のページを変えるなどして上記のような別口座を設けてください。

(7) 野外で麻薬を使用する場合

品名	ケタール静注用200mg (X0-0126)			単位	m L
年月日	受入	払出	残高	備考	
3.9.10	20		20	1V (X0-0126) を転記	
3.9.12		3	17	○×山山中 ニホンザル (雌・5歳位)	
3.9.14		6	11	○×山山頂付近 ニホンザル (雄・3歳位) (3mL×2回使用)	
3.9.15		10	1	△△山山頂付近 ツキノワグマ (不明・逃走)	
3.9.15	10		11	△△山山頂付近 ツキノワグマに使用できず 再利用のため受入	
3.9.16		3	8	□町 ニホンザル捕獲失敗 (不明) 3mL回収し廃棄 (立会者: ○村 ○子)	
3.9.20		6	2	△町 ニホンザル (雄・3歳位) 3mL×2発使用 (1発目が外れて、2発目で捕獲) 1発目については周辺を搜索したが発見できなかった	

\*吹き矢等で、1発目が外れて2発目で捕獲した場合は、その旨を備考欄に記載してください。外れた薬液はできる限り探してください。

\*野生動物に使うため払い出したが、使用せず受け入れた場合は、その旨を備考欄に記載してください。

\*野生動物の捕獲で、動物の飼育者や管理者が不明の場合は当該動物の特徴等を記入してください。

#### 4 立入検査（法第50条の38）

立入検査は、麻薬による事故の未然防止等の目的で行われるものであり、犯罪捜査のために行うものではありません。

立入検査を行う職員は、その身分を示す証票を携帯していますので、必ず提示を求め、確認してください。

#### 5 Q&A

##### 【Q1】

ケタラール静注用200mgのバイアル内の残液を再利用する予定で、麻薬帳簿に残量を記載していました。しかし、しばらく使用予定がないため、廃棄することになりました。どのような手続きが必要ですか。

##### 【A1】

使用後、バイアルに残った麻薬を麻薬帳簿に受け入れた後に廃棄する場合や1つのバイアルから使用する都度分注して使用している場合は、**事前に「麻薬廃棄届」**を提出しなければなりません。

麻薬廃棄届、廃棄したい麻薬、麻薬帳簿を薬務課窓口を持参してください。

##### 【Q2】

ケタラール静注用200mg（バイアル）を分注して、動物に施用しています。シリンジに充填しましたが、全く施用せず、廃棄することになりました。どのような手続きが必要ですか。

##### 【A2】

バイアルから、分注したものの、全く施用せず廃棄する場合には、**事前に「麻薬廃棄届」**を提出しなければなりません。

麻薬廃棄届、廃棄したい麻薬、麻薬帳簿を薬務課窓口を持参してください。

##### 【Q3】

麻薬研究者である自らが所属する研究室が廃止となったため、麻薬を含む当研究室の試薬や備品を、他県の大学研究室に勤務する友人に譲渡してもよいですか。

##### 【A3】

麻薬研究施設を廃止した場合には、廃止後50日以内に限り、当該麻薬研究施設で所有していた麻薬を、東京都内の麻薬業務所（※）の開設者又は設置者に譲り渡すことができます。

他道府県の麻薬業務所には譲り渡すことはできません。

また、都内であっても、麻薬研究施設でない研究施設には譲り渡すことはできません。

※麻薬業務所：麻薬営業者（麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者、麻薬元卸売業者、麻薬卸売業者、麻薬小売業者）、麻薬診療施設又は麻薬研究施設

**【Q4】**

都内のある麻薬研究施設において、麻薬研究者Aが業務を廃止するため、研究者Bが新たに麻薬研究者免許を取得し、業務を引き継ぐことになりました。所有している麻薬を引き継ぐ場合、どのような手続きが必要ですか。

**【A4】**

- (1) 麻薬研究施設の設置者の変更がなく、  
研究者Aが業務を廃止した日の翌日から研究者Bが業務を開始する場合

業務所において麻薬研究者が麻薬研究に従事しない日が生じないため、麻薬業務所（麻薬研究施設）が**“麻薬研究施設でなくなったとき（法第36条）”**には該当しません。必要な手続きは以下のとおりです。

- ① 研究者Aの業務廃止日から15日以内に**「麻薬研究者業務廃止届」**を提出  
※ 麻薬所有届、麻薬譲渡届は不要ですが、お互いの麻薬帳簿に引継ぎの記録を残してください。  
※ 麻薬譲受証・麻薬譲渡証の交換は不要です。

- (2) 麻薬研究施設の設置者の変更がなく、  
研究者Aの業務廃止日と研究者Bの免許の有効期間の始期が連続しない場合

業務所において麻薬研究者が麻薬研究に従事しない日が生じるため、麻薬業務所（麻薬研究施設）が**“麻薬研究施設でなくなったとき（法第36条）”**に該当します。必要な手続きは以下のとおりです。

- ① 研究者Aの業務廃止日から15日以内に**「麻薬研究者業務廃止届」**を提出  
② 研究者Aの業務廃止日から15日以内に**「麻薬所有届」**を提出  
③ 研究者Aの業務廃止日から**50日以内**に麻薬を研究者Bに譲渡し、譲渡した日から15日以内に**「麻薬譲渡届」**を提出  
※ 麻薬診療施設でなくなってから**50日間**しか麻薬を所持することができません。その後は不法所持となる恐れがありますので、50日以内に麻薬を譲渡するか、麻薬廃棄届により廃棄（p4「II2（3）麻薬の廃棄」参照）してください。  
※ 麻薬譲受証・麻薬譲渡証の交換は不要です。  
※ 麻薬譲渡届の写しを譲受の根拠として、研究者Bが保存してください。

- (3) 麻薬研究施設の設置者の変更がある場合

研究者Aが業務を廃止した日の翌日から研究者Bが業務を開始する場合であっても、(2)と同様の対応が必要になります。

## 麻薬研究者免許証記載事項変更届

免許証の番号		第 ー 号	免許年月日 (有効期間始期)	令和 年 月 日
変更すべき事項		業務所(所在地・名称)・従たる施設(追加・変更・廃止)・住所・氏名		
変 更 前	麻薬業務所	所在地	〒 東京都	
		名 称		
	住 所			
	氏 名			
従たる施設	所在地	〒 東京都		
	名 称			
変 更 後	麻薬業務所	所在地	〒 東京都	
		名 称	TEL ( )	
	住 所			
	氏 名			
従たる施設	所在地	〒 東京都		
	名 称	TEL ( )		
変 更 の 事 由				
変 更 年 月 日		令和 年 月 日		
<p>上記のとおり、免許証の記載事項に変更を生じたので、免許証を添えて届け出ます。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>住 所 都道 府県</p> <p>氏 名</p> <p>東 京 都 知 事 殿 東京都 保健所長 殿</p>				
連絡先電話番号			( )	

(注意) 変更前の欄及び変更後の欄には、該当する事項についてのみ記載すること。

\* 該当事項に○をつけてください。



## 麻薬研究者業務(研究)廃止届

当該業務所の施用者数はこの申請者を除くと

a. 0人    b. 1人    c. 2人以上

現在麻薬管理者は

a. いる    b. いない

免許証の番号	第      一      号	免許年月日 (有効期間始期)	令和      年      月      日
--------	-----------------	-------------------	-------------------------

麻薬業務所	所在地	東京都	
	名 称		

氏 名	
-----	--

業務(研究)廃止の 事由及びその年月日	退職(都内では麻薬を取り扱わない。)、診療所廃止、取扱不用、死亡、 その他( ) 令和      年      月      日
------------------------	--

上記のとおり、業務(研究)を廃止したので、免許証を添えて届け出ます。	
令和      年      月      日	
住 所	
届出義務者続柄	
氏 名	
東 京 都	知 事 殿
東京都	保健所長 殿

(注意) 該当事項を○で囲んでください。

業務所電話番号

(      )

## 麻薬所有届

免許証の番号	第	号	免許年月日	令和	年	月	日
免許の種類	麻薬	者	氏	名			
麻薬業務所	所在地	東京都					
	名称						
現に所有する麻薬	品名			数量			
届出事由及びその年月日	取扱不用、診療所廃止、診療所移転、開設者変更、死亡、その他（ 令和 年 月 日）						
処理の方法	任意提出（廃棄）、譲渡、その他（ ）						
<p>麻薬及び向精神薬取締法第36条第1項及び第4項の規定により、上記のとおり麻薬の所有量を届け出ます。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p>届出義務者続柄</p> <p>氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</p> <p>東京都知事殿 東京都保健所長殿</p>							
※ 麻薬帳簿を持参してください。			連絡先電話番号	（ ）			

(注) 開設者が国、地方公共団体、大学病院又は医療法人の場合は、当該麻薬診療施設の長の職名、氏名、押印によっても差し支えありません。

## 麻 薬 譲 渡 届

免許証の番号		第	号	免許年月日	令和	年	月	日			
免許の種類		麻薬者		氏名							
麻薬業務所	所在地	東京都									
	名称										
譲 渡 麻 薬	品名	数量	品名	数量							
届出事由	業務所移転、開設者変更、その他( )							令和	年	月	日
譲 渡 先	免許証の番号	第	号	免許年月日	令和	年	月	日			
	免許の種類			氏名							
麻薬業務所	所在地	東京都									
	名称										
開設者	住所										
	氏名										
譲渡年月日	令和								年	月	日
<p>麻薬及び向精神薬取締法第36条第3、4項の規定により、上記のとおり麻薬を譲渡したので、届け出ます。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)</p> <p>届出義務者続柄</p> <p>氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>東京都知事殿 東京都保健所長殿</p>											
※ 麻薬帳簿を持参してください。				業務所電話番号	( )						

## 麻薬廃棄届

免許証の番号	第 号	免許年月日	令和 年 月 日
免許の種類	麻薬 者	氏 名	
麻薬業務所	所在地	東京都	
	名称		
廃棄しようとする麻薬	品 名	数 量	
廃棄の年月日			
廃棄の場所			
廃棄の方法	放流、焼却		
廃棄の理由	古くなったため、業務廃止、その他（ ）		
<p>上記のとおり、麻薬を廃棄したいので届け出ます。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>住所〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕</p> <p>届出義務者続柄</p> <p>氏名〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕</p> <p>東京都知事 殿</p> <p>東京都 保健所長 殿</p>			
※ 麻薬帳簿を持参してください。		連絡先電話番号	( )

(注) 開設者が国、地方公共団体、大学病院又は医療法人の場合は、当該麻薬診療施設の長の職名、氏名、押印によっても差し支えありません。

# 令和 年麻薬研究者の届

東京都知事殿

令和 年 月 日

免許証の番号：第 号 氏名：

麻薬業務所の所在地：

麻薬業務所の名称：

電話 ( )

品名	区分 単位	令和 年10月1日	令和 年10月1日から令和 年9月30日		令和 年9月30日	備考
		現在管理する麻薬数量	新たに管理に 属した数量	製造、製剤又は研究 のため使用した数量	現在管理する麻薬数量	

※記載する前に下記の注意をお読みください。  
御不明な点がありましたら、薬務課麻薬対策担当(03-5320-4505)までお問い合わせください。  
〔注意〕①「品名」欄は略名を使用せず、原末等から倍散、倍液を調製した時は、剤型・規格別に記載してください。  
②「単位」は、次の例を参考に、数量の特定が可能なものを記載してください。  
例：原末・散剤・・・g、mg 錠剤・カプセル剤・・・錠、T、cap 分包製剤・・・包、g、mL  
注射剤・液剤・・・A、V、mL、本、包 坐剤・・・個 貼付剤・・・枚  
③「備考」欄は、(イ)「麻薬廃棄届」により廃棄した麻薬の数量、(ロ)「麻薬事故届」により届け出た麻薬の数量、(ハ)その他(帳簿訂正により処理した数量など)について記載してください。  
※記載欄が足りない場合は、あらかじめこの用紙を複写して御使用ください。  
※必要事項を記入の上、コピーをとり「控え」として保管してください。  
※提出期間 毎年10月1日から11月30日まで  
※提出先 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都保健医療局 健康安全部 薬務課 薬事免許担当  
(郵送で提出される場合は、簡易書留でお送りください)  
※麻薬の所有(在庫)がない場合でも、「所有なし」と記載し、届け出てください。

## 令和 年 麻薬研究者の届 訂正願

東京都知事殿

令和 年 月 日

麻薬業務所の所在地

名 称

氏 名

電話 ( )

届け出たときの免許証の番号

第 ー 号

先の提出した届について、下記のとおり誤りがあったので訂正をお願いします。

記

	品 名	単 位	令和 年 10月1日現在		期始から期末までの		令和 年	備 考
			所 有 数 量	譲受数量等	施用数量等	9月30日現在 所 有 数 量		
届け出たときの数量	1							
	2							
	3							
	4							
	5							
正しい数量	1							
	2							
	3							
	4							
	5							

訂正理由

- 1 帳簿の見誤り、見落とし
- 2 計算違い
- 3 勘違い
- 4 その他 ( )

薬務課使用欄

受付者 印		訂 正 年月日	令和 年 月 日	訂正者 印	
----------	--	------------	----------	----------	--

## 麻 薬 事 故 届

免許証の番号	第	号	免許年月日	令和	年	月	日
免許の種類	麻薬 者						
麻薬業務所	所在地	東京都					
	名称						
事故が生じた麻薬	品 名			数 量			
事故発生の状況 (事故発生年月日、 場所、事故の種類)							
<p>上記のとおり、事故が発生したので届け出ます。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>住 所〔法人にあっては、主 たる事務所の所在地〕</p> <p>届出義務者続柄</p> <p>氏 名〔法人にあっては、名 称及び代表者の氏名〕</p> <p>東 京 都 知 事 殿</p> <p>東京都 保健所長 殿</p>							
			連絡先 電話番号	( )			

- (注) 1 麻薬管理者のいる診療施設にあっては、麻薬管理者の住所、氏名とする。  
2 麻薬管理者のいない診療施設にあっては、麻薬施用者の住所、氏名とする。

# 薬務課WEBページのご案内

令和5年7月現在

## 1 掲載内容

- (1) 現在指定されている麻薬等  
麻薬等に指定された物質を掲載しています。
- (2) 免許・指定申請様式等ダウンロードサービス  
申請様式等を掲載しています。
- (3) 手引の御案内  
次の手引を掲載しています。
  - ・麻薬取扱いの手引（病院・診療所・飼育動物診療施設用）
  - ・麻薬取扱いの手引（麻薬研究者用）
  - ・麻薬取扱いの手引（薬局用）
  - ・向精神薬取扱いの手引（病院・診療所・飼育動物診療施設用）
  - ・向精神薬取扱いの手引（薬局用）
  - ・麻薬向精神薬原料取扱いの手引
  - ・覚醒剤原料取扱いの手引き（厚生労働省作成）※PDF形式のファイルを開くには、Adobe Readerが必要です。
- (4) 医療用麻薬廃棄方法  
「調剤済麻薬廃棄届」による麻薬の廃棄方法を掲載しています。
- (5) 麻薬譲受証について  
麻薬譲受証の様式・記載例を掲載しています。

## 2 アドレス

次のアドレスが「麻薬等取扱者」のページです。向精神薬と覚醒剤原料の情報も掲載しています。

<https://cms.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/anzen/iyaku/sonota/toriatsukai/index.html>

## 3 問合せ先

- 麻薬研究者免許に関する手続きについて  
保健医療局健康安全部薬務課薬事免許担当      電話 03-5320-4503
- 一般的事項について  
保健医療局健康安全部薬務課麻薬対策担当      電話 03-5320-4505

保健医療局健康安全部薬務課

東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎30階北側

メールアドレス S1150603@section.metro.tokyo.jp

FAX 03-5388-1434